

組合の要求で次々と実現

組合員が多いと
交渉力が強まり、
要求が実現する可能性が
広がります。
組合に加入してください。

昇給する期間を長く

国家公務員は2014年1月から、標準評価（良好）の場合、55歳で昇給がストップしています。ほとんどの大学が国と同じ措置をとりましたが、金沢大学では、抑制年齢の延長が実現しました。

- 定年65歳の教員：国より**5歳延長**で60歳まで昇給 55歳からの抑制と比べて、約**65万円増**
- 定年60歳の教職員：国より**2歳延長**で57歳まで昇給 55歳からの抑制と比べて、約**15万円増**

事務補佐員の〈無期雇用への転換制度〉が実現

有期雇用職員を無期雇用に転換するように要求してきました。今回、事務補佐員が選考を経て無期雇用（転換できる制度）が実現し、65歳まで働けるようになりました。技術補佐員やプロジェクト雇用の場合も、学長裁定により、5年を超えた雇用が可能となりました。

子の看護休暇等の上限日数が改善

子の看護休暇は、未就学児に対して5日取得可能です（**2人以上の場合は最大10日**）。これまでは、小学校入学等により未就学児が2人から1人となった場合で、1～3月に5日以上取得してしまっていると、4月～12月には全く取得できませんでした。組合の要求を契機に、入学時点での、**残日数分（6日を超える場合は5日）**を取得できる様に改められました。



非常勤職員の年休が改善

働き始めた時からとれます

働き始めた時から最大で年間20日が付与されることになりました（勤務日数により異なる）。これまでは着任6カ月後に最大で年間10日でしたので、大きな改善です。

3日のリフレッシュ休暇

対象は永年勤続者表彰を受けた常勤職員で、表彰を受けた翌日から1年の間に、連続する3日間の休暇が取れます。

博士研究員の宿舎利用

博士研究員の方も涌波宿舎を利用できるようになりました。

入試の土日出勤の保育

入試の試験監督等で土日出勤を命じられた際、小さなお子さんの保育に苦慮している人がいらっしやいました。土日出勤の免除が難しい場合もあり、保育室（託児）の整備を求めて実現しました。

非常勤職員の有給休暇が改善

組合が要求していた、病気休暇、子の看護休暇、介護休暇、妊産婦検診等について、パートタイム・有期雇用労働法の施行に合わせて、大幅に改善しました。

私たちは、金沢大で働く人たちが、たすけあい、働く環境や給料をよくするために活動しています。

選挙運動などの政治的な活動への動員はありません。



金沢大学教職員組合の活動、労働問題に関する情報を配信しています。

顧問弁護士による 無料法律相談が利用できます



無料相談の回数

**1 案件（お1人）につき
2 回の相談（各30分）**

気軽に組合事務所までご相談ください。法的な対応が必要な場合は、組合の顧問弁護士をご紹介します。相談には組合役員等が同行することも可能です（相談内容を第三者に口外することはありません）。



相談内容

**職場の労働問題に
関すること**

一人一人の改善が、大学全体を働きやすい職場にすることにつながります。

- ・パワハラ、セクハラ、いじめ等を受けている。
- ・上司から不当に退職を迫られている。
- ・賃金の不払い（不払い残業等）がある。
- ・過労で倒れそうだ。

組合にご相談下さい。

電話076-262-6009 角間内線（81）2105
E-Mail : kanazawa@ku-union.org

これまでも組合の様々な要求が実現しています。

給与削減の緩和（2012、2013年度）

国家公務員の臨時特例による給与減額（平均7.8%減）を本学教職員に適用することに反対しました。減額自体を撤回させるには至りませんでした。給与減額の緩和を勝ち取りました。

2012年度 4月～6月分の給与・ボーナス減額の不実施 2013年度 12月ボーナスの減額分の返金

退職手当の減額を緩和しました（2016年度の退職者まで）

2013年の退職手当減額について、国家公務員の減額緩和期間が1年6カ月なのに対して、金沢大学では、3年1カ月まで延長させることが出来ました。このことで、約3億円分の退職手当を守りました。

子育て支援で様々な取り組みが実現しています

- 産前休暇が8週間前から取得できる様になりました。
- 組合女性部や医学系分会の要望で出産・育児に関するリーフレットが作成されました。
- 角間キャンパス自然科学研究棟に授乳室が設置されました。
- 宝町キャンパスにある社会福祉法人つくしんぼ保育園（もとは1967年に教職員組合が設立）の建替えに当たり、同キャンパス内に代替地を要求し実現しました。

非常勤職員の待遇改善が実現

- 正規職員への登用試験制度が実現（2006年から）
- 非常勤職員に有給の夏期休暇が実現（2005年から）

入試手当の新設（2006年から）

センター試験のみに出ていた入試手当を他の入試にも拡大することができました。

超勤費の未払い分の支払いを実現（2009年）

法人化以降も法人化前の基準で時間単価が計算されていた結果、新旧基準の差額分が未払いとなっていました。労基署に大学への指導を求めるなど粘り強く交渉した結果、未払い分が支払われました。